



ひと、くらし、みらいのために

## 厚生労働省 山梨労働局

山梨労働局発表  
平成26年10月28日

### 【 照 会 先 】

山梨労働局 労働基準部 賃金室  
賃金室長 島谷 浩  
室長補佐 井原 誠  
(電話)055-225-2854

## 山梨県特定最低賃金について 山梨地方最低賃金審議会が答申

- 1 山梨地方最低賃金審議会（会長 渡辺和廣 弁護士）は、平成26年10月27日厚生労働省山梨労働局長（局長 三浦宏二）に対して、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」及び「自動車・同附属品製造業」の特定最低賃金を次のように改正決定するよう答申した。

**電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業**  
・ 1時間 **819円**（現行 806円、+13円）

**自動車・同附属品製造業**  
・ 1時間 **828円**（現行 815円、+13円）

効力発生日は上記2件とも平成26年12月26日（予定）

- 2 同審議会は、平成26年8月21日に山梨労働局長から、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」及び「自動車・同附属品製造業」の特定最低賃金の改正決定について諮問を受け、専門部会を設置、賃金実態調査結果等に基づき鋭意審議を重ねた結果、両業種とも「1時間あたり13円の引上げを行う」との結論に達したものである。（別添1、2）
- 3 山梨労働局長は、答申を受け、平成26年10月27日、最低賃金法第11条（最低賃金審議会の意見に関する異議の申出）により答申内容の要旨を公示した。（異議申出締切日 平成26年11月11日）
- 4 今回、異議の申出がなく、山梨労働局長が審議会答申どおりの引上げ決定を行った場合には、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」においては、原則として、1時間819円、「自動車・同附属品製造業」においては、原則として、1時間828円の最低賃金額が適用されることになる。（効力発生日 平成26年12月26日の予定）
- 5 特定最低賃金適用者を除く、県内すべての産業・労働者に適用される「山梨県最低賃金」については、本年10月1日から「721円」が適用されている。